川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム
かわさき脱炭素ソリューションパートナー制度要領

（目的）

第１条　この要領は、川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）において、市内中小企業の脱炭素経営に向けた取組を、多様な主体の連携により効果的に支援するため、脱炭素経営に資する製品、技術、サービス又は専門的知見を有する者をかわさき脱炭素ソリューションパートナーとして登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　本制度は、市内中小企業に対し、脱炭素経営に関する情報提供、温室効果ガス排出量等の把握、省エネルギー・再生可能エネルギー等に関する取組の実施、環境価値の創出その他脱炭素経営に資する支援を提供することにより、市内中小企業の脱炭素化及び持続的な成長を促進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）市内中小企業　川崎市内に本店、支店、営業所、工場、事務所その他の事業所を有し、事業活動を行う中小企業者をいう。

（２）かわさき脱炭素ソリューションパートナー　市内中小企業の脱炭素経営に向けた取組を支援する製品、技術、サービス、専門的知見又は支援実績を有する者として、この要領に基づき登録された法人、団体又は個人事業者をいう。

（登録要件）

第３条　かわさき脱炭素ソリューションパートナー（以下「パートナー」という。）として登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する法人、団体又は個人事業者とする。

（１）コンソーシアムの目的に賛同し、市内中小企業の脱炭素経営の促進に協力する意思を有すること。

（２）市内中小企業に対して適切な支援を行う能力を有すること。

（３）申請する製品、技術又はサービス等が、市内中小企業の温室効果ガス排出量の把握、削減、再生可能エネルギー導入、資源循環、物流効率化、環境価値創出その他脱炭素経営に資するものであること。

（４）申請する製品、技術又はサービス等について、販売、提供、導入又は支援の実績を有すること。ただし、コンソーシアム事務局（以下「事務局」という。）が必要と認める場合は、この限りでない。

（５）申請する製品、技術又はサービス等について、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しておらず、当該権利に関する係争等が生じていないこと。また、関係法令、許認可、業界基準等を遵守していること。

（６）川崎市、コンソーシアム構成機関及び他のパートナーと連携して支援を行う意思を有すること。

（７）登録情報、提供する製品、技術若しくはサービスの内容又は活動実績について、市が求める範囲で情報提供、更新及び報告に協力できること。

（８）次のいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

イ　政治的活動又は宗教的活動を主たる目的として事業を行う者

ウ　公序良俗に反する活動を行う者

エ　事業活動に関し重大な法令違反又は行政処分を受けた者で、事務局が登録を適当でないと認めるもの

オ　その他事務局がパートナーとして適当でないと認める者

（支援内容）

第４条　パートナーは、市内中小企業に対して、次の各号に掲げる支援項目のいずれかに該当する支援を行うものとする。

（１）脱炭素経営に関する情報の提供、セミナー、研修、勉強会その他人材育成に資する支援

（２）温室効果ガス排出量、エネルギー使用量その他脱炭素経営に必要な情報の算定、把握、可視化又は分析に関する支援

（３）製品又はサービスのカーボンフットプリントその他ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定に関する支援

（４）省エネルギー診断、費用対効果の試算その他削減余地の把握に関する支援

（５）省エネルギー設備の導入、設備の運用改善、電化・燃料転換、排熱回収・熱利用効率化、その他温室効果ガス排出量の削減に関する支援

（６）物流又は輸配送の効率化、共同配送、モーダルシフトその他輸送に伴う温室効果ガス排出量の削減に関する支援

（７）廃棄物の削減、分別、再資源化、資源循環その他廃棄物又は原材料に係る環境負荷の低減に関する支援

（８）再生可能エネルギー設備の導入、再生可能エネルギー由来の電力の調達、蓄電池又はエネルギーマネジメントに関する支援

（９）カーボンクレジット、非化石証書その他環境価値の創出又は活用に関する支援

（１０）脱炭素経営に資する融資、リース、補助金、助成金、税制その他資金調達又は制度活用に関する支援

（１１）企業間連携によるエネルギー融通、共同調達、共同設備運用その他複数の企業による脱炭素化に資する取組に関する支援

（１２）その他事務局が市内中小企業の脱炭素経営の促進に必要と認める支援

（登録申請）

第５条　パートナーとして登録を受けようとする者は、別に定める登録申請フォームに必要事項を記載し、次に掲げる資料を添えて、事務局に提出するものとする。

（１）会社概要、団体概要又は事業概要が分かる資料

（２）申請する製品、技術又はサービス等の内容や実績等が分かる資料

（３）その他事務局が必要と認める資料

２　事務局は、前項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出又は申請内容に関する説明を求めることができる。

３　申請者は、申請内容について虚偽の記載をしてはならない。

（登録及び公表）

第６条　事務局は、前条の規定による申請があったときは、第３条に定める登録要件への適合性その他必要な事項を確認し、幹事会等を通じて登録の可否を決定するものとする。

２　事務局は、前項の規定によりパートナーとして登録することを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

３　事務局は、パートナーとして登録した者について、次に掲げる情報の全部又は一部を、市ホームページその他市が適当と認める方法により公表することができる。

（１）パートナーの名称

（２）所在地又は主たる事業所の所在地域

（３）提供する製品、技術又はサービスの名称

（４）支援項目及び支援内容の概要

（５）対象となる企業規模、業種又は設備等

（６）導入費用、ランニングコストその他費用に関する参考情報

（７）期待される効果又は導入実績の概要

（８）連絡先、ホームページその他問い合わせに必要な情報

（９）その他事務局が本制度の周知又は活用促進のために必要と認める情報

４　パートナーへの登録をもって、市及び事務局が当該パートナーの製品、技術又はサービスの品質、効果、性能、契約条件その他の内容を保証するものではない。

（遵守事項）

第７条　パートナーは、登録後、その活動に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）本制度の目的を理解し、市内中小企業の脱炭素経営の促進に資する支援を誠実かつ適切に行うこと。

（２）提供する製品、技術又はサービス等について、市内中小企業に対し、その内容、費用、導入条件、期待される効果及び留意事項を分かりやすく説明すること。

（３）市又はコンソーシアムの名称を用いて、登録された支援内容を超える営業活動、誤認を招く表示、不適切な勧誘又は過度な営業活動を行わないこと。

（４）市内中小企業の意思に反して、一方的又は過度な営業活動を行わないこと。

（５）支援を通じて知り得た市内中小企業の業務上の情報及び個人情報を適切に管理し、当該企業の同意なく第三者に提供し、又は本制度の目的外に使用しないこと。

（６）本制度に関連して生じた当事者間の紛争又はトラブルは、当事者間において解決すること。

（７）市、コンソーシアム構成機関及び他のパートナーとの連携に努めること。

（８）関係法令、条例、規則その他社会的規範を遵守すること。

（９）その他市及び事務局が本制度の適正な運営のために必要と認める事項に協力すること。

（登録内容の変更）

第８条　パートナーは、次の各号の事項に変更が生じたときは、速やかに事務局に届け、必要な対応を行うものとする。

（１）パートナーの名称、所在地、代表者、担当者又は連絡先の変更

（２）登録された製品、技術又はサービス等の名称、内容、対象、費用、提供条件又は提供体制の変更

（３）登録された製品、技術又はサービス等の提供終了又は一時停止

（４）ホームページその他市及び事務局が定める媒体に掲載している情報の変更

（５）その他登録内容に関する重要な変更

２　事務局は、登録内容の変更により、当該パートナーが第３条に定める登録要件を満たさなくなったと認めるときは、当該登録の停止又は取消しについて必要な措置を講ずることができる。

（活動実績の報告）

第９条　パートナーは、事務局が求める場合には、別に定める様式により、活動実績について報告するものとする。

２　事務局は、前項の報告内容について、本制度の運営改善、支援メニューの充実、市内中小企業への情報提供、事例紹介その他本制度の目的に資する用途に活用することができる。

３　事務局は、前項の活用に当たり、個別企業が特定される情報を公表しようとするときは、当該企業及びパートナーの同意を得るものとする。

（登録の辞退）

第１０条　パートナーは、登録の辞退を希望するときは、別に定める方法により、事務局に届け出るものとする。

２　事務局は、前項の届出を受けたときは、当該パートナーの登録を抹消するものとする。

３　登録を辞退した者は、登録期間中に知り得た市内中小企業の営業上、技術上その他業務上の情報及び個人情報について、登録辞退後も適切に管理しなければならない。

４　登録を辞退した者は、市又はコンソーシアムの名称を用いて、引き続きパートナーであると誤認される表示又は活動を行ってはならない。

（登録の取消し）

第１１条　事務局は、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

（１）第３条に定める登録要件を満たさなくなったとき。

（２）申請内容、変更届出の内容又は活動実績の報告内容に虚偽又は重大な誤りがあったとき。

（３）第７条に定める遵守事項に違反したとき。

（４）市又はコンソーシアムの信用を損なう行為を行ったとき。

（５）登録された製品、技術又はサービスの提供に関し、重大な苦情、法令違反、契約上のトラブルその他本制度の運営に支障を及ぼす事由が生じたとき。

（６）市及び事務局からの連絡、確認、報告依頼その他本制度の運営に必要な手続に相当の期間応じないとき。

（７）その他事務局がパートナーとして適当でないと認めるとき。

２　事務局は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該パートナーに通知するものとする。

３　登録を取り消された者は、市又はコンソーシアムの名称を用いて、引き続きパートナーであると誤認される表示又は活動を行ってはならない。

４　登録を取り消された者は、登録期間中に知り得た市内中小企業の営業上、技術上その他業務上の情報及び個人情報について、登録取消し後も適切に管理しなければならない。

（補則）

第１２条　この要領に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年１１月４日から施行する。

（登録申請の受付開始）

２　パートナーの登録申請の受付は、事務局が別に定める日から開始する。